

愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(通則)</p> <p>第1 略</p> <p>(交付の対象及び交付額の算出方法)</p> <p>第2 1項から2項 略</p> <p>3 以下の各号に定める補助事業については一補助事業者あたりの補助金の交付額に上限金額を定める。</p> <p>(1) から (2) 略</p> <p>(3) 介護事業所 ICT 導入支援事業については、令和5年7月31日付け老高発0731第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により、補助年度を超えた1事業所当たりの補助上限額が規定されているため、前項(3)により算定された額に調整を行うことがある。調整方法については別に定めるところによる。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第3から第15まで 略</p> <p>附 則</p> <p>略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年9月12日に施行し、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>(通則)</p> <p>同左</p> <p>(交付の対象及び交付額の算出方法)</p> <p>同左</p> <p>3 以下の各号に定める補助事業については一補助事業者あたりの補助金の交付額に上限金額を定める。</p> <p>同左</p> <p>(3) 介護事業所 ICT 導入支援事業については、令和4年6月17日付け老高発0617第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知により、補助年度を超えた1事業所当たりの補助上限額が規定されているため、前項(3)により算定された額に調整を行うことがある。調整方法については別に定めるところによる。</p> <p>(申請手続)</p> <p>同左</p> <p>附 則</p> <p>同左</p>

新						旧					
別表 介護従事者の確保に関する事業						別表 介護従事者の確保に関する事業					
1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率	1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護の普及啓発事業の項から喀痰吸引等整備事業の項まで 略						同左					
外国人介護留 学生奨学金給 付等支援事業	令和 5 年 6 月 23 日付け社援 基発 0623 第 1 号厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長 通知に基づき 実施する事業 及び平成 31 年 4 月 1 日付け 31 地福第 220 号福祉局長通 知の「外国人 介護留学生奨 学金給付等支 援事業実施要 綱」に基づき 実施する事業	略	略	略	略	外国人介護留 学生奨学金給 付等支援事業	令和 4 年 3 月 29 日付け社援 基発 0329 第 1 号厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長 通知に基づき 実施する事業 及び平成 31 年 4 月 1 日付け 31 地福第 220 号福祉局長通 知の「外国人 介護留学生奨 学金給付等支 援事業実施要 綱」に基づき 実施する事業	同左	同左	同左	同左
介護事業所 I C T 導入支援 事業	令和 5 年 7 月 31 日付け老高 発 0731 第 4 号 厚生労働省老 健局高齢者支 援課長通知に 基づき実施す る事業及び令 和元年 11 月 1 日付け 31 地福 第 1286 号福祉 局長通知の「介 護事業所 I C T 導入支援事 業実施要綱」に 基づき実施す る事業	職員数※に応じ て、1 事業所当 たり以下のとお り (1) 以下のい ずれかを満たす場 合 ① <u>LIFE 標準仕 様に準じて介護 ソフトから出力 された CSV ファ イルを、LIFE の CSV 取込機能 により LIFE に データ提供して いる又は提供を 予定していること</u> ② <u>「ケアブラ ンデータ連携シ ステム」等を利用</u>	介護事業所が 導入する I C T 機器の購入、 リース等に関 する次の経費 (1) <u>介護ソフト 等 記録業務、情報 共有業務、請求 業務を一気通 貫で行う機能 を持つ介護ソ フト、「入退院 時情報連携標 準仕様」を実装 したソフトウ ェア、「訪問看 護計画等標準 仕様」を実装し たソフトウェ ア、厚生労働省 が別途定める</u>	略	略	介護事業所 I C T 導入支援 事業	令和 4 年 6 月 17 日付け老高 発 0617 第 2 号 厚生労働省老 健局高齢者支 援課長通知に 基づき実施す る事業及び令 和元年 11 月 1 日付け 31 地福 第 1286 号福祉 局長通知の「介 護事業所 I C T 導入支援事 業実施要綱」に 基づき実施す る事業	職員数※に応じ て、1 事業所当 たり以下のとお り (1) 以下のい ずれかを満たす場 合 <u>(予定を含 む)</u> ① <u>LIFE にデー タ提供している 又は提供を予定 していること</u> ② <u>同一事業所 内に加えて、異 なる事業所間や</u>	介護事業所が 導入する I C T 機器の購入、 リース等に関 する次の経費 (1) <u>介護ソフト 等 記録業務、情報 共有業務、請求 業務を一気通 貫で行う機能 を持つ介護ソ フトの購入費 又は使用料(た だし、事業所が 独自開発する 介護ソフト等 に係る費用は 対象外)</u>	同左	同左

新					旧					
		<p>用して、<u>ケアプラン標準仕様に準じて出力されたCSVファイル</u>により、居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること</p> <p>③ICT導入計画書において文書量の半減を見込んでいること</p> <p>ア 1名以上10名以下 1,333,334円</p> <p>イ 11名以上20名以下 2,133,334円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 2,666,667円</p> <p>エ 31名以上 3,466,667円</p>	<p><u>方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェア</u>の購入費又は使用料(ただし、事業所が独自開発する介護ソフト等に係る費用は対象外)</p> <p>(2)から(3)略</p> <p>(4)保守経費等クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入に<u>あたる職員のスキルアップ</u>研修費、セキュリティ対策費、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた経費等</p> <p>(5)略</p>							
		<p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 1名以上10名以下 2,000,000円</p> <p>イ 11名以上20名以下 3,200,000円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 4,000,000円</p> <p>エ 31名以上 5,200,000円</p> <p>※職員数 ・時点における常勤換算方法により算出し、小数点以下は四捨五入とするが、<u>居宅を訪問して</u></p>	略							
							<p><u>地域の関係機関において居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること</u></p> <p>③ICT導入計画書において文書量の半減を見込んでいること</p> <p>ア 1名以上10名以下 1,333,334円</p> <p>イ 11名以上20名以下 2,133,334円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 2,666,667円</p> <p>エ 31名以上 3,466,667円</p>	<p>同左</p> <p>(4)保守経費等クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入研修費、セキュリティ対策費、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた経費等</p>		
							<p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 1名以上10名以下 2,000,000円</p> <p>イ 11名以上20名以下 3,200,000円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 4,000,000円</p> <p>エ 31名以上 5,200,000円</p> <p>※職員数 ・時点における常勤換算方法により算出し、小数点以下は四捨五入。<u>また、常勤・非常勤の別</u></p>	<p>同左</p>		同左

新					旧					
		り 75 千円	<u>吸引等研修</u> <u>(社会福祉士</u> <u>及び介護福祉</u> <u>士法施行規則</u> <u>(昭和62年</u> <u>厚生労働省令</u> <u>第49号) 附</u> <u>則第13条第</u> <u>1号イに規定</u> <u>する第一号研</u> <u>修又は同号ロ</u> <u>に規定する第</u> <u>二号研修) の</u> <u>受講に要する</u> <u>次に掲げる経</u> <u>費</u> <u>旅費、需用費</u> <u>(消耗品費、</u> <u>印刷製本費、</u> <u>教材費)、役務</u> <u>費(通信運搬</u> <u>費、手数料、</u> <u>保険料)、補助</u> <u>金(入学金、</u> <u>受講料に限</u> <u>る。)</u>							
		(3)研修を担当 する者の活動 1 受入施設当た り 60 千円	<u>外国人介護福</u> <u>祉士候補者の</u> <u>研修を担当す</u> <u>る者の活動に</u> <u>要する次に掲</u> <u>げる経費</u> <u>諸手当(受入</u> <u>施設の研修担</u> <u>当者にかかる</u> <u>ものに限る。)</u>							
外国人介護人 材技能向上研 修事業	令和5年6月 23日付け社援 基発0623第1 号厚生労働省 社会・援護局福 祉基盤課長通 知に基づき実 施する事業及 び令和5年9月	(1)介護職種の 技能実習生及び 介護分野におけ る1号特定技能 外国人を対象と した集合研修等 の実施 研修1日あたり 250 千円	県内で就労す る介護職種の 技能実習生及 び介護分野に おける1号特 定技能外国人 の介護技能を 向上することを 目的とした	介護福祉士養 成施設を運営 する法人、介 護分野の専門 性を有する団 体	10/10	(新設)				

新					旧					
	12 日付け5高 福第 2704 号福 祉局長通知の 「外国人介護 人材技能向上 研修事業実施 要綱」に基づき 実施する事業		<p>集合研修等の 実施に要する 次に掲げる経 費</p> <p>給料、職員手 当等、報酬、 共済費、報償 費、旅費、需 用費（消耗品 費、燃料費、 食糧費、印刷 製本費、光熱 水費）、会議 費、役務費 （雑役務費、 通信運搬費、 手数料、広告 料、保険料）、 使用料、賃借 料、委託料、 備品購入費 （単価 30 万円 以上の備品を 除く。）</p>							
		(2)外国人介護 人材受入施設等 職員を対象にし た研修の実施 研修 1 日あたり 250 千円	<p>外国人介護人 材受入施設に おける受入体 制整備を推進 することを目 的とした外国 人介護人材受 入施設等（受 入予定施設等 を含む）の職 員を対象にし た研修の実施 に要する次に 掲げる経費</p> <p>給料、職員手 当等、報酬、 共済費、報償 費、旅費、需 用費（消耗品 費、燃料費、 食糧費、印刷</p>							

新					旧				
			<p>製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料)、使用料、賃借料、委託料、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く。)</p>						
		<p>(3) 研修講師の養成研修の実施 研修1日あたり 250千円</p>	<p>上記(1)又は(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的とした当該研修講師(講師予定の者を含む)を養成するための研修の実施に要する次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、会議費、役務費(雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料)、使用料、賃借</p>						

新					旧				
			<u>料、委託料、 備品購入費 (単価30万円 以上の備品を 除く。)</u>						